(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

労働組合事務所占有問題に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項(鎌倉市議会会議規則第105条)の規定により次のと おり質問する。

1 件名

不良職員が代表を務めた鎌倉市職員労働組合の事務所占有問題

2 質問の要旨

1. 鎌倉市職員労働組合について旧901号室の事務所利用の為の目的外使用許可は平成27年10月31日までの期限である。

10月も残り本日含め11日と迫っているが、退去はまだか。 そろそろ出て行かないと10月31日に間に合わないのではないか。

- 2. 協議といいながら、いつまでも結論を出さずに先延ばしするのであれば、協議の意味がない。ずっと並行線なのか。協議の状況は如何か。
- 3.10月31日までに出て行かなければ、必要によって(日程や予算運用)協議打ち切りも検討すべきでないか。如何か。

以上、市長が一般質問で答弁した重みを受け止めて早々に決断せよ。

不当労働行為にならない旨は弁護士の見解としてとっているのであれば、それを活用 すべき。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

(イマボ 27 年 10 月 23 日まで) ・ 無

(理由:10月31日までに出て行かないのであれば、文書質問、緊急質問を徹底して行う為。10月23日の午前までに私の手元に届くように答弁を用意せよ。)